

姫路市高齢者等住宅改造費助成事業要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者又は障害者（以下「高齢者等」という。）が居住している、又は居住しようとする住宅の改造、増築、改築（以下「改造等」という。）及び改造等を伴う耐震診断に係る経費（以下「住宅改造費」という。）を助成することにより、高齢者等に配慮した住宅改造を促進し、快適な居住環境をつくり、もって高齢者等の福祉の増進に資するとともに、長寿社会に対応した人にやさしい住まいづくりを実現することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 高齢者等が現に住居の用に供している、又は供する見込みがある市内の既存の建築物をいう。
- (2) 改造 住宅の構造耐力上主要な部分（建築物の倒壊の防止等を目的とする、構造耐力上の面からみて主要な部分で、筋交いの入った構造耐力上必要な壁、柱などをいう。以下同じ。）の変更を伴わない新たな部品の取付け、設備の更新、模様替えなどをいう。
- (3) 増築 住宅の延べ面積を増加させることをいう。
- (4) 改築 住宅の構造耐力上主要な部分の一部を除去し、間取りの変更を行うこと又は構造耐力上主要な部分以外の部分の一部を除去し、若しくは新設し、大規模な間取りの変更等を行うことをいう。
- (5) 耐震診断 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 国土交通省住宅局建築指導課監修「木造住宅の耐震診断と補強方法」又は一般財団法人日本建築防災協会発行「2012年改訂版 木造住宅の耐震診断と補強方法」による一般診断法又は精密診断法

イ 「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）」別添による耐震診断（木造に関する部分を

除く。)

ウ 「建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）」第3章第8節に規定する構造計算（以下「構造計算」という。）による耐震診断

エ 上記アからウに掲げる方法と同等と認められる耐震診断

オ 次号に規定する「簡易耐震診断」

(6) 簡易耐震診断 次のいずれかに該当するものをいう

ア 建設省住宅局監修「木造住宅の耐震精密診断と補強方法」による「わが家の耐震診断」

イ 国土交通省住宅局監修「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」による1次診断

ウ 建設省住宅局監修「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断」に基づき一般社団法人兵庫県建築士事務所協会が作成した耐震診断

エ 建設省住宅局監修「耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断および耐震改修基準」に基づき一般社団法人兵庫県建築士事務所協会が作成した耐震診断

(助成の対象)

第3条 住宅改造費の助成の対象は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 市内に居住する次のいずれかに該当する者（以下「対象者」という。）が属する世帯（生活保護法（昭和25年法律第144号）の世帯の取扱いの例により、同一世帯として認定するものを含む。以下「対象世帯」という。）で、別表第1に定める世帯階層区分に該当し、住宅の改造等を必要とするもの

ア 65歳以上の者（イに掲げる者を除く。）

イ 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定により要介護又は要支援の認定を受けた65歳以上の者

ウ 介護保険法の規定により要介護又は要支援の認定を受けた40歳以上65歳未満の者

エ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定に基づく身体障害者手帳の交付を受けた65歳未満の者

オ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所で判定を受けて、療育手帳の交付を受けた65歳未満の者

カ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に規定する児童相談所で知的障害児の判定を受けて、療育手帳の交付を受けた者

キ その他市長が特に必要があると認める者

(2) ひょうごあんしん賃貸住宅事業要綱第2条第3号に定めるあんしん賃貸住宅であって、高齢者世帯又は障害者世帯を受け入れることとしている住宅（以下「登録住宅」という。）の所有者（以下「対象所有者」という。）

(3) 平成14年9月30日以前に建築された1棟（一の管理組合が管理する複数棟で一連の工事が行われる場合、当該複数棟を1棟とみなす。）につき21戸以上の分譲の共同住宅（平成5年10月1日以後に建築された共同住宅で51戸以上のものを除く。）の管理組合（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条に規定する団体をいう。以下同じ。）とする。

2 介護保険制度の居宅介護住宅改修費若しくは介護予防住宅改修費の給付を受けた世帯、姫路市障害福祉地域生活支援事業の実施に関する要綱（平成18年9月29日制定）に基づく住宅改修費の給付を受けた世帯又はこの要綱に基づき住宅改造費の助成を受けた世帯は、当該給付又は助成に係る住宅については、再度、この要綱に基づく住宅改造費の助成を受けることはできない。また、当該住宅について、他の助成事業と重ねてこの要綱に基づく住宅改造費の助成を受けることはできない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、再度この要綱に基づく住宅改造費の助成をすることができる。

(1) 当該世帯に属する対象者の身体機能の低下等によりその状況に合わせた改造等が特に必要と認められる場合

(2) 当該世帯において新たな対象者が生じ、その状況に合わせた改造等が特に必要と認められる場合

(3) 対象者について著しく要介護状態等が重くなり、改めて介護保険制度の居宅介護住宅改修費又は介護予防住宅改修費の受給が可能になった場合

3 この要綱に基づき住宅改造費の助成を受けた対象所有者は、当該助成の対象とな

った住宅について、再度この要綱に基づく住宅改造費の助成を受けることはできない。

- 4 この要綱に基づき住宅改造費の助成を受けた管理組合は、当該助成の対象となった共同住宅の同一の棟について、再度、この要綱に基づく住宅改造費の助成を受けることはできない。また、当該同一の棟について、他の助成事業と重ねてこの要綱に基づく住宅改造費の助成を受けることはできない。

(対象経費等)

第4条 対象世帯、対象所有者又は同項第3号に掲げる管理組合（以下「対象管理組合」という。）に対する助成の対象とする経費（以下「対象経費」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 住宅改造・特別型（前条第1項第1号イからキまでに掲げる者が属する対象世帯が、別表第1に定める住宅改造・特別型の世帯階層区分に該当し、住宅改造相談員が現地確認のうえ、住宅改造の必要性、緊急性等を評価し、その者の身体状況に応じて行う住宅の改造をいう。以下同じ。） 次の各号に掲げる工事に要する経費（対象者用居室等の増改築を伴う住宅改造を行う場合（以下「増改築・特別型」という。）にあつては、これらの経費に、当該増改築工事に要する経費で15万円に増改築面積（㎡）を乗じて得た額を超えない額を加えたもの）
 - ア 介護保険制度の居宅介護住宅改修費又は介護予防住宅改修費の対象となる工事
 - イ 姫路市障害福祉地域生活支援事業の実施に関する要綱に基づく住宅改修費の給付対象となる工事
 - ウ 別表第2に定める助成対象工事のうち市長が必要と認める工事
 - エ 対象者が当該住宅で生活する上で市長が特に必要と認める工事
- (2) 住宅改造・一般型（対象世帯及び対象所有者（住宅改造・特別型の対象となる世帯は除く。）が行う次のアに掲げる要件を備えた住宅（公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第2号に規定する公営住宅その他の地方公共団体が所有し、又は管理する住宅（以下「公営住宅等」という。）を除く。）の改造をいう。以下同じ。） 別表第2に定める助成対象工事に要する経費で標準単価を超

えない額の合計額（次のア及びイに掲げる要件を備えた改造及び増改築工事を行う場合（以下「増改築・一般型」という。）にあつては、これらの額に別表第3に定める助成対象工事に要する経費で改造箇所ごとの助成対象限度額を超えない額を加えたもの）

ア 別表第2に定める改造箇所のうち2箇所以上の手すりの取付け又は屋内全ての段差解消を行うこと。

イ 対象者が利用する居室等（玄関、寝室、浴室（洗面所含む。）及び便所をいう。以下同じ。）の増改築を行う場合で、浴室、便所、高齢者等のための寝室及びそれらを結ぶ経路について、別表第2に定める助成対象工事のうち手すりの取付け及び屋内の段差解消を行った高齢者等に配慮した改造を行うこと。

(3) 共同住宅（分譲）共用型（対象管理組合が行う次に掲げる要件を備えた共同住宅の共用部分の改造をいう。）別表第4に掲げる助成対象工事に要する経費の合計額

ア 別表第4に掲げる改造箇所において、同表中必須の項の工事を取り入れた改造工事を行うこと。

イ 別表第4に掲げる助成対象工事の技術的な基準は、原則として、福祉のまちづくり条例施行規則（平成5年兵庫県規則第15号）別表第3の基準によること。

2 前項の場合において、介護保険制度又は姫路市障害福祉地域生活支援事業の実施に関する要綱に基づく住宅改修費の給付を受けることが可能な者は、当該制度を優先して利用しなければならない。

3 第1項第1号アからエまでに掲げる工事の経費は、次の各号に掲げる条件を満たしていなければならない。

(1) 前条第1項第1号イ又はウに該当する者が属する世帯においては、介護保険制度の居宅介護住宅改修費又は介護予防住宅改修費を含む額であること。

(2) 前条第1項第1号エに該当する者が属し、姫路市障害福祉地域生活支援事業の実施に関する要綱に基づく住宅改修費の給付対象となる世帯においては、当該事業の住宅改修費を含む額であること。

(3) 別表第5 工事名称・項目の欄に掲げる工事については同表標準単価の欄に定める額を著しく超えないこととし、同表に定めのない工事については最低限必要な範囲にとどめ、著しく高額でないこと。

4 第1 項の規定（同項第4 号の規定を除く。）は、共同住宅については原則として専用部分の住宅の改造に限り適用し、賃貸住宅については当該住宅の所有者の承認を得ている場合に限り承認する。

5 次の各号の全てに該当する戸建て住宅については、原則として耐震診断を受けなければ、第1 項の対象経費に係る助成を受けることができない。

(1) 昭和56 年5 月以前に建築された住宅

(2) 次に掲げる工法に該当しない住宅

ア 枠組壁工法

イ 丸太組工法

ウ 「建築基準法の一部を改正する法律（平成10 年法律第100 号）」による改正前の建築基準法第38 条の規定に基づく認定工法

(3) 平成12 年度から14 年度に実施した「わが家の耐震診断推進事業」による耐震診断を受けていない住宅

(4) 過去に耐震診断を受けていない住宅

(5) 延べ面積の半分以上が居住の用に供されている住宅

6 前項に規定する住宅について住宅改造と合わせて簡易耐震診断を行う場合には、簡易耐震診断に係る経費のうち対象世帯又は対象所有者が負担する経費を対象経費として助成する。

（同居促進の特例）

第5 条 市長は、対象者と同居しようとする世帯が、対象者と同居するために市内の住宅の改造及びそれに伴う対象者用の居室等の増築又は改築を行う場合は、前条の対象経費を助成することができる。ただし、当該対象者と同居しようとする世帯と当該対象者の属する世帯を生活保護法の世帯の取扱いの例により一の世帯とみなした場合において、別表第1 に定める世帯階層区分に該当するときに限る。

（助成額）

第6条 第4条第1項第1号に掲げる区分に該当する場合の助成額は、1世帯につき、同号の規定による対象経費の合計額と100万円を比較して少ない方の額から、次に掲げる額を控除した額に別表第1に定める世帯階層区分に応じたバリアフリー改造の欄に定める助成率を乗じて得た額とする。

(1) 第3条第1項第1号イ又はウに該当する者が属する世帯においては、介護保険制度の居宅介護住宅改修費限度額又は介護予防住宅改修費限度額

(2) 第3条第1項第1号エに該当する者が属し、姫路市障害福祉地域生活支援事業の実施に関する要綱に基づく住宅改修費の給付対象となる世帯においては、当該住宅改修費給付基準額

2 前項の規定にかかわらず、第3条第1項第1号エからキまでに該当する者で、前項第2号の対象とならない者を含む世帯で、別表第1に定める助成率が3/3の世帯階層区分に属する世帯にあつては、対象経費の1割と介護保険制度の居宅介護住宅改修費限度額相当額又は介護予防住宅改修費限度額相当額の1割のいずれか少ない額を控除した額を助成するものとする。

3 第4条第1項第2号に掲げる区分に該当する場合の助成額は、同号の規定による対象経費の合計額ごとに、別表第6助成対象工事費の欄に定める金額に応じ、同表助成額の欄に定める額とする。

4 第4条第1項第1号又は第2号に規定する増改築・特別型又は増改築・一般型を行う場合にあつては、1世帯につき、前3項の額に、第4条の規定により算出した当該増改築工事に係る対象経費の額と150万円とを比較して低い方の額に3分の1を乗じて得た額を加えた額とする。

5 対象所有者が登録住宅の専用部分を高齢者等に配慮した住宅に改造する場合において、第4条第1項第2号アに掲げる条件を満たした改造工事を行うときの助成額は、一戸につき、同項第3号の規定による対象経費の合計額ごとに、別表第6助成対象工事費の欄に定める金額に応じ、同表助成額の欄に定める額とする。

6 第4条第1項第3号に掲げる区分に該当する場合の助成額は、共同住宅1棟につき、同号の規定による対象経費の合計額ごとに、別表第6助成対象工事費の欄に定める金額に応じ、同表助成額の欄に定める額とする。

- 7 前各項の場合において、千円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てる。
- 8 第4条第1項第1号又は第2号に掲げる区分に該当する場合において、当該各区分の対象となる工事の施工と合わせて簡易耐震診断を行うときは、第1項中「100万円」とあるのは「100万円から第4条第6項に規定する簡易耐震診断に係る対象経費と別表第1に掲げる世帯階層区分に応じ同表の簡易耐震診断の欄に定める助成額を比較して少ない方の額（以下この項において「簡易耐震診断助成額」という。）を控除した額」と、「乗じて得た額」とあるのは「乗じて得た額に簡易耐震診断助成額を加算した額」と、第3項及び第5項中「助成額」とあるのは「助成額に簡易耐震診断助成額を加算した額」と読み替えるものとする。

（申請者）

第7条 住宅改造費の助成を申請することができる者は、第4条第1項第1号及び第2号に規定する経費に係る助成については、対象世帯の構成員又は第5条に規定する世帯の構成員のうち、原則として助成の対象となる高齢者等とし、第4条第1項第3号に規定する経費に係る助成については、対象所有者とし、第4条第1項第4号に規定する経費に係る助成については、対象管理組合の代表者とする。

（申請手続）

第7条の2 第4条第1項第2号に掲げる一般型の住宅改造費の助成を受けようとする者（以下「一般型申請者」という。）及び同項第4号に掲げる共同住宅（分譲）共用型の住宅改造費の助成を受けようとする者（以下「共用型申請者」という。）は、住宅改造費助成申請書（様式第1号又は様式第1号の2）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 工事費見積書（様式第1号の3又は様式第2号）
- (2) 工事全体見積書
- (3) 住宅改造の内容がわかる図面
- (4) 工事着工前の写真
- (5) 改造しようとする住宅が対象世帯の構成員以外の者が所有する住宅の場合にあつては、工事承諾書（様式第2号の2）
- (6) 建築基準法第6条第1項及び第2項の規定による増築又は改築を行う場合にあ

っては、建築確認済証の写し

(7) その他市長が必要と認める書類

第7条の3 第4条第1項第1号に掲げる特別型の住宅改造費の助成を受けようとする者（以下「特別型申請者」という。）は、住宅改造費助成申請書（様式第3号）及び次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 住宅現況図及び住宅改造計画図

(2) 工事費見積書（施工業者の作成したもの）

(3) 改造しようとする住宅が借家又は公営住宅等対象世帯の構成員以外の者が所有する住宅の場合にあっては、工事承諾書（様式第2号の2）又は工事について所有者の承諾を受けたことが分かる書類

(4) 10平方メートル以上の増築又は改築を行う場合にあっては、建築確認申請書の写し

2 前項第1号に掲げる住宅改造計画図面の作成に当たって、改造の内容についての助言を希望する特別型申請者は、市長に、住宅改造相談員の派遣を求めることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、前項の規定に基づいて市長に住宅改造相談員の派遣を求めた特別型申請者は、第1項第1号及び第2号に掲げる書類を住宅改造相談員の助言の後に提出することができる。

（決定）

第8条 市長は、住宅改造費助成申請書の提出があったときは、改造等の内容等を確認した後、助成の可否を決定し、住宅改造費助成工事内容通知書（様式第4号又は様式第4号の2）及び住宅改造費助成決定（可・否）通知書（様式第5号又は様式第5号の2。以下「助成決定書」という。）により、当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、住宅改造費助成申請書の提出があったときは、高齢者等の身体状況、改造等の内容等を確認した後、助成の可否を決定し、住宅改造費助成工事内容通知書（様式第5号の3又は様式第5号の4）及び助成決定書により、当該申請者に通知するものとする。

(完了届)

第9条 前条の規定による住宅改造費の助成の決定を受けた者（以下「助成の決定を受けた者」という。）は、当該住宅の対象改造箇所の工事に着手し、その完了後速やかに住宅改造工事完了届（様式第6号又は様式第6号の2）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。この場合において、当該工事は、市長が認める場合を除き、前条の規定による助成の決定の日の属する年度の2月末日までに完了しなければならない。

- (1) 工事請負契約書
- (2) 工事費請求書（施行業者の作成したもの）
- (3) 耐震診断報告書の写し（耐震診断が必要な場合のみ）
- (4) 工事完了後の写真
- (5) 工事費領収書
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の届出があったときは、当該届出の内容を審査し、工事の完了を確認するものとする。

(変更決定)

第10条 市長は、第8条の通知があった後に当該申請者から工事内容変更の申出があったとき又は前条第2項の工事完了確認の結果、次の各号のいずれかに該当するときは、助成決定内容を変更し、住宅改造費助成決定（変更・取消）通知書（様式第8号。以下「変更・取消通知書」という。）により助成の決定を受けた者に通知するものとする。

- (1) 助成の決定を受けた者が決定を受けた対象改造箇所の工事の一部を実施しないとき。ただし、住宅改造・一般型に該当して助成の決定を受けたものが行った工事について、2箇所以上の手すりの取付け又は屋内の段差解消を行わないときを除く。
- (2) 対象改造箇所の工事に要した実支出額を基に第6条の規定により算出した額が改造費助成決定額に満たないとき。

(助成金の請求及び交付)

第11条 助成の決定を受けた者は、第9条第2項の規定による工事完了確認後、住宅改造費助成金請求書（様式第7号又は様式第7号の2）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 助成決定書の写し

(2) 前条の規定により助成決定内容の変更の通知を受けたときは、変更・取消通知書の写し

（助成決定の取消し）

第12条 市長は、助成の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、住宅改造費の助成を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請、その他不正な行為により助成決定を受けたとき。

(2) 決定を受けた対象改造箇所の工事の全部を実施しないとき。

(3) 第10条第1号ただし書きに規定する場合に該当するとき。

(4) その他市長が助成を行うことを不相当と認めるとき。

2 市長は、前項に規定により助成決定の取消しを決定したときは、変更・取消通知書により助成の決定を受けた者に通知するものとする。

（助成金の返還）

第13条 市長は、前条の規定により助成決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、速やかに住宅改造費助成金返還命令書（様式第9号）により、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（雑則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

2 姫路市高齢者等住宅改造費助成事業要綱（平成6年5月2日制定。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。

3 この要綱の施行前に旧要綱の規定に基づいてなされた助成その他の行為については、なお従前の例による。

4 第3条第2項の規定の適用については、旧要綱の規定に基づいてなされた助成はこの要綱の規定に基づいてなされたものとみなす。

5 この要綱の施行の際現に旧要綱第5条第3項の規定によってした通知は、当該通知に係る申請者から第7条第2項の規定に基づき住宅改造費助成申請書が提出されたときは、同条第3項の規定によってしたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

2 この要綱による改正後の姫路市高齢者等住宅改造費助成事業要綱第3条、第4条及び第6条の規定は、平成12年4月1日以後に助成の申請があったものについて適用し、同日前に申請があったものについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成15年1月6日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成15年6月2日から施行する。

2 この要綱による姫路市高齢者等住宅改造費助成事業要綱第6条及び別表第2の規定は、この要綱の施行の日以後に助成の申請があった者に係る助成額について適用し、同日前に申請があった者に係る助成額については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成16年7月1日から施行する。

2 この要綱による改正後の姫路市高齢者等住宅改造費助成事業要綱第6条、別表第3及び別表第4の規定は、平成16年7月1日以後に助成の申請があった者に係る助成額について適用し、同日前に申請があった者に係る助成額については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年7月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の第3条、第4条及び第6条の規定は、この要綱の施行の日以後に申請のあった助成について適用し、同日前に申請のあった助成については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年6月4日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の姫路市高齢者等住宅改造費助成事業要綱の規定は、平成24年4月1日以後に申請のあった助成について適用し、同日前に申請のあった助成については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

- 3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。